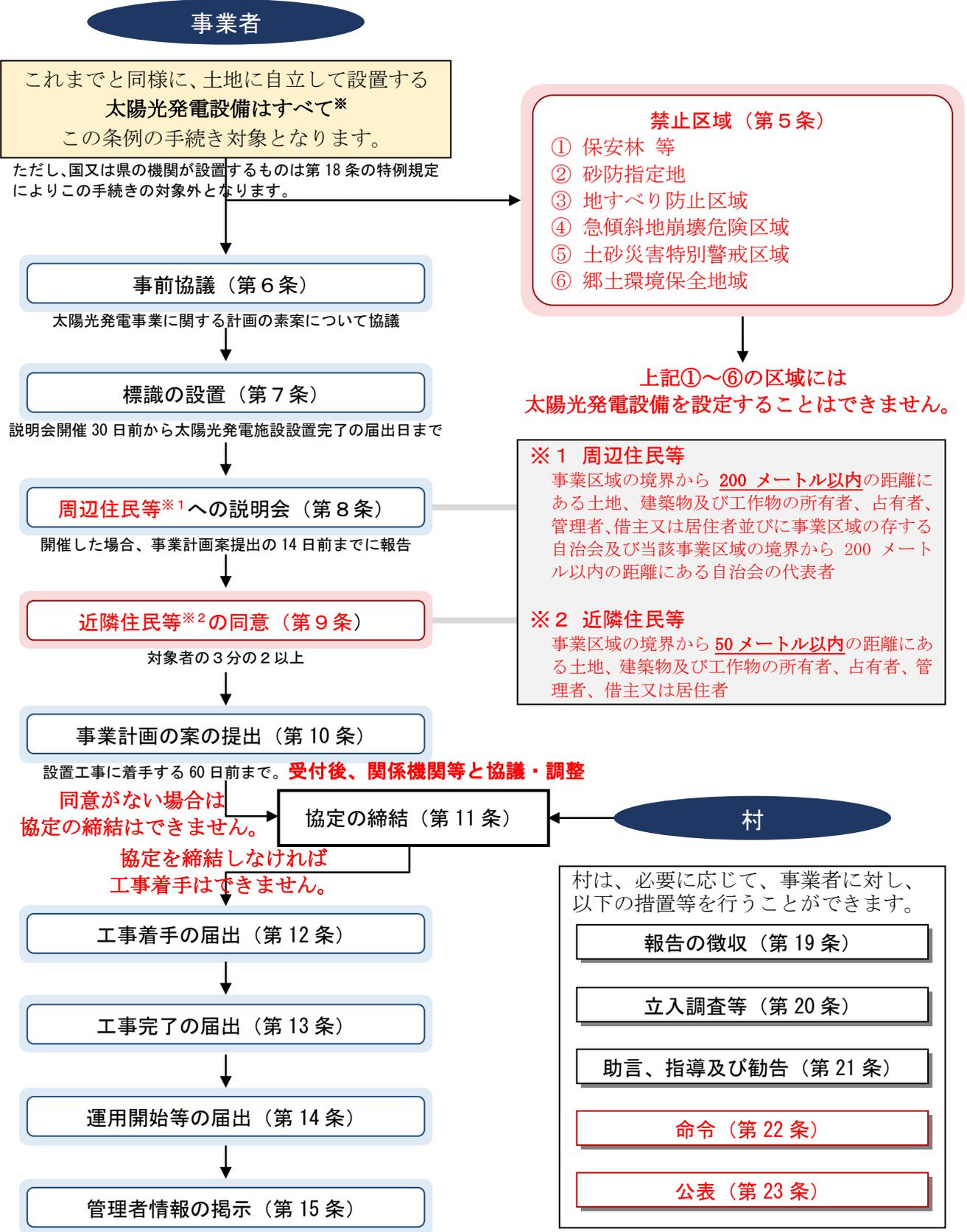


青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例に基づく手続き概要

青木村では、村内における太陽光発電設備の設置について、災害防止や良好な自然環境等の保全の観点から、規制の強度を高めるとともに、住民の意向をより反映できる手続きにするため、現行の要綱の内容をベースにしつつ、これを廃止して、新たに条例を制定します。



上記のほか、以下の場合も届出が必要になります。

- ・事業の管理者の地位を承継したとき（第16条）
- ・事業を廃止、中断又は再開しようとするとき（第17条第1項）
- ・廃止時の必要な措置が完了したとき（第17条第2項） ※完了日から30日以内